

請 願 ・ 陳 情 参 考 資 料

平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日

企 画 部

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年—25 (22.11.10)	企 画	「交通基本法」制定 に関する陳情書 西日本旅客鉄道労働 組合米子地方本部	国においては、地域にとって重要な移動手段である公共交通を守る視点から「交通基本法」制定に向けた検討が進められている。県としても、地域の公共交通の確保は重要な課題として位置付けており、その動向を注視しているところ。 国に対しては、本年5月31日、中国地方知事会において、総合的な地域交通機能について国民に対し公平な移動を保障するという国家的見地から総合的・体系的に整備を進めるよう共同アピールしたところ。また、去る11月17日に本県で開催した今年度第2回の中国地方知事会議において、総合的な地域交通機能の整備・充実等について、共同アピールを採択したところ。 今後とも引き続き、総合的な地域交通機能の整備・充実等に向けて、機会を捉えて関係機関と連携して国に対し働きかけを行っていく。

陳情 (新規)

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件 名 及 び 提 出 者	現 状 と 県 の 取 組 状 況
22年—27 (22.11.19)	企 画	住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充を求める意見書の提出について 鳥取県国家公務員労働組合共闘会議	地域主権戦略大綱においては、「国の出先機関」は、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという「補完性の原則」の下、 ①国民・住民にとっての国・地方の役割分担の最適化 ②国と地方を通じた政策展開や行政運営の最適化・効率化 ③ガバナンスの確保 の三つの観点を踏まえ、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約化等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に移譲することなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにするものとされている。 また、本年5月に鳥取県地域主権研究会がとりまとめた『「三段ロケット型分権国家」モデルの提案』では、分権型社会における国の役割は、 ・国の専管事項 ・全国統一基準設定 ・現金給付等 を実施すべきものと限定的に整理し、国出先機関の事務の大半が、地方へ移管することが可能と整理されている。 ※研究会提案書では、「三段ロケット型分権国家」確立のため、「補完性の原理」に基づき、住民に身近な行政は住民に近い市町村で実施することを大原則とし、その上で、スケールメリットや意思決定に関与する住民の範囲などの観点から、分担事務を整理している。 これらを受け、本県においては、全国知事会等の場での『「三段ロケット型分権国家」モデルの提案』に基づく提案や、住民の方々に向けてフォーラムを開催するなど、分権型社会の実現に向けた提言や普及啓発の取組みを進めている。 ○全国知事会議等での提言 (7月15日ほか) ○地方発の分権型を考えるフォーラム (10月31日) ○近畿ブロック知事会議において労働行政の地方一元化の提言 (11月12日) ○5県知事によるポリテクセンターの地方移管に関するアピール (11月16日) など